

団体傷害保険の ご案内

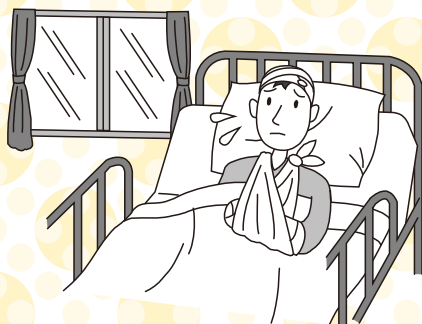
日常生活におけるケガと交通事故によるケガの補償をセットした「スタンダードタイプ」と、「スタンダードタイプ」に疾病の補償を追加した「デラックスタイプ」をご案内します

【特色】

- 常陽銀行のご退職者で、常陽旧友会の会員の皆様をご加入いただける制度です。
- ご加入の際、医師による健康診断などは不要です。告知書へのご記入でお手続きいただきます。（告知内容によってはご加入をお断りする場合があります。）
- 交通事故によるケガを手厚く補償します。
- 健康保険・労災保険・生命保険・加害者からの賠償金などとは別に保険金をお支払いします。

団体割引

10%



保険契約者

常銀旧友会

加入対象者

常陽銀行のご退職者（常銀旧友会会員）

保険期間

2024年 6月10日午後4時から
2025年 6月10日午後4時まで1年間

申込締切日

2024年 5月24日（金）

加入依頼書提出先

同封の加入依頼書にご記入のうえ、常陽トータルサービスまでご提出ください。
自動継続方式ですので、前年同等条件でご継続の場合、加入依頼書の提出は不要です。

お支払方法

2024年 8月20日口座振替（一時払）

スタンダードタイプ (傷害総合保険)

日常生活におけるケガの補償に交通事故によるケガの補償をセットし、交通事故時に補償を充実させたプランです。

24時間365日
しっかり補償

日常生活における補償 (A1型：普通傷害タイプ)

日本国内・国外を問わず、急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます。）によりケガをされた場合に、保険金をお支払いします。



階段を踏み外して転倒し、全身打撲により通院した。



買い物中に火事が発生し、火傷を負い、1週間入院した。



水溜りで足を滑らせ転倒し、手首を骨折し、手術をした。

交通事故時における補償 (A2型：交通傷害タイプ) ※交通傷害危険のみ補償特約セット

日本国内・国外を問わず、所定の交通乗用具との衝突、接触等の交通事故または交通乗用具に搭乗中の事故によりケガをされた場合に、保険金をお支払いします。



自転車運転中に空缶にハンドルをとられて転倒し、1週間通院した。



バスから降車する際に、足を滑らせ転倒し、骨盤を骨折し手術をした。



車にはねられ、後遺障害を負った。

保険金額・保険料

※ご本人もご家族もそれぞれお一人4口までご加入いただけます。

(保険期間1年、職種級別A級、団体割引10%)

入院保険金、手術保険金および通院保険金支払変更に関する特約セット

加入口数 【A1型+ A2型の セット加入】	保険金額【A2型のみ】交通傷害危険のみ補償特約セット						年間 保険料 (一時払)
	死亡・後遺障害		入院保険金日額		通院保険金日額		
	交通事故など(※1)	その他の事故(※1)	交通事故など(※1)	その他の事故(※1)	交通事故など(※1)	その他の事故(※1)	
1口	400万円	200万円	3,400円	1,700円	2,200円	1,100円	9,890円
2口	800万円	400万円	6,800円	3,400円	4,400円	2,200円	19,780円
3口	1,200万円	600万円	10,200円	5,100円	6,600円	3,300円	29,670円
4口	1,600万円	800万円	13,600円	6,800円	8,800円	4,400円	39,560円

(※1) 「その他の事故」はA1型からお支払い、「交通事故など」はA1型とA2型の合計額をお支払いします。

(※2) 入院保険金、手術保険金および通院保険金は、事故発生の日を含めて180日以内のものが支払対象となります。

(※3) ケガによる手術保険金は、入院中の手術は入院保険金日額の10倍、外来の手術は入院保険金日額の5倍をお支払いします。

(注) 保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

《スタンダードタイプ・デラックスタイプ共通》

◆適用保険料は、前年のご加入人数により決定した団体割引10%を適用しております。次年度以降、割引率が変わる場合がありますのであらかじめご了承ください。

◆保険料は被保険者ご本人の職種によって異なります。職種級別A級は無職の方、事務職、営業職、販売職、管理職(現場作業に従事しない方、弁護士、医師、教員、主婦など)の保険料です。これらの職種以外の方は、保険料が異なる場合がありますので、常陽トータルサービスまでお問い合わせください。

デラックスタイプ (傷害総合保険・医療保険基本特約 ・疾病保険特約セット 団体総合保険)

スタンダードタイプのケガの補償に加え、病気の原因で入院や手術、三大疾病で通院された場合に保険金をお支払いします。

**24時間365日
デラックスな補償**

日常生活・交通事故時における補償

日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故によりケガされた場合に、保険金をお支払いします。また、所定の交通乗用具との衝突、接触等の交通事故または交通乗用具に搭乗中の事故によるケガの場合、その他の事故と合わせて保険金をお支払いします。

疾病入院・疾病手術・三大疾病通院の補償

日本国内または国外において疾病を被り、その直接の結果として、入院を開始した場合、手術を受けられた場合、または三大疾病により通院した場合等に保険金をお支払いします。



自転車を運転中、
うっかり転倒してケガをした。



三大疾病になり、通院した。



病気になり、入院と手術をした。

保険金額・保険料

※ご本人もご家族もそれぞれお一人4口までご加入いただけます。

(保険期間1年、団体割引10%、職種級別A級)

【A1型・A2型共通】入院保険金、手術保険金および通院保険金支払変更に関する特約セット

【A2型のみ】交通傷害危険のみ補償特約セット

【疾病部分のみ】手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約セット

			加入口数【(A1型+A2型のセット加入)+疾病補償】			
			1口	2口	3口	4口
保険金額	死亡・ 後遺障害	交通事故など (※1)	400万円	800万円	1,200万円	1,600万円
		その他の事故 (※1)	200万円	400万円	600万円	800万円
	入院保険金 日額	交通事故など (※1)	3,400円	6,800円	10,200円	13,600円
		その他の事故 (※1)	1,700円	3,400円	5,100円	6,800円
	通院保険金 日額	交通事故など (※1)	2,200円	4,400円	6,600円	8,800円
		その他の事故 (※1)	1,100円	2,200円	3,300円	4,400円
	疾病入院保険金日額		1,700円	3,400円	5,100円	6,800円
疾病手術保険金		入院中の手術：疾病入院保険金日額の20倍 外来の手術：疾病入院保険金日額の5倍 重大手術：疾病入院保険金日額の40倍				
三大疾病通院保険金日額		1,100円	2,200円	3,300円	4,400円	
年間保険料 (※1) (一時払)	被保険者 満年齢	55歳～59歳	19,400円	38,800円	58,200円	77,600円
		60歳～64歳	22,790円	45,580円	68,370円	91,160円
		65歳～69歳	28,740円	57,480円	86,220円	114,960円
		70歳～74歳	38,510円	77,020円	115,530円	154,040円
		75歳～79歳	48,520円	97,040円	145,560円	194,080円
		80歳～84歳	68,110円	136,220円	204,330円	272,440円
		85歳～89歳	92,370円	184,740円	277,110円	369,480円

- (※1)「その他の事故」はA1型からお支払い、「交通事故など」はA1型とA2型の合計額をお支払いします。
- (※2)保険料は、保険始期日(中途加入日)時点の満年齢によります。
- (※3)年齢は、保険期間の初日現在の満年齢(中途加入の場合は、中途加入日時点)とします。
- (※4)ご契約は1年ごとの更新となりますので、更新加入の保険料は、更新時の保険始期日時点の満年齢による保険料となります。
- (※5)新規加入の場合、満79歳(継続契約の場合は満89歳)までの方が対象となります。
- (※6)疾病入院・疾病手術・三大疾病通院は介護医療保険料控除の対象になります。(2024年2月現在)
- (※7)ケガによる手術保険金は、入院中の手術は入院保険金日額の10倍、外来の手術は入院保険金日額の5倍をお支払いします。
- (注) 保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

「告知の大切さについてのご説明」(デラックスタイプのみ対象)

- ◆告知書はお客さま(保険の対象となる方)ご自身がありのままをご記入ください。
※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。
- ◆告知の内容について事実をご記入されなかったり、事実と異なることをご記入をされた場合、ご契約の全部または一部を解除することや、保険金がお受け取りいただけない場合があります。
※「ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)」を必ずお読みください。

【中途加入】の場合

スタンダードタイプ (傷害総合保険)

ご加入月に応じた保険料は下記のとおりです。

加入時期	保険料【A1型+A2型のセット加入】			
	1口	2口	3口	4口
7月10日以降	9,070円	18,140円	27,210円	36,280円
8月10日以降	8,250円	16,500円	24,750円	33,000円
9月10日以降	7,430円	14,860円	22,290円	29,720円
10月10日以降	6,590円	13,180円	19,770円	26,360円
11月10日以降	5,770円	11,540円	17,310円	23,080円
12月10日以降	4,950円	9,900円	14,850円	19,800円
1月10日以降	4,130円	8,260円	12,390円	16,520円
2月10日以降	3,300円	6,600円	9,900円	13,200円
3月10日以降	2,480円	4,960円	7,440円	9,920円
4月10日以降	1,650円	3,300円	4,950円	6,600円
5月10日以降	830円	1,660円	2,490円	3,320円



デラックスタイプ (傷害総合保険・医療保険基本特約 ・疾病保険特約セット団体総合保険)

ご加入月に応じた1口あたりの保険料は下記のとおりです。

加入時期	保険料【(A1型+A2型のセット加入)+疾病補償】						
	被保険者満年齢						
	55歳~59歳	60歳~64歳	65歳~69歳	70歳~74歳	75歳~79歳	80歳~84歳	85歳~89歳
7月10日以降	17,790円	20,900円	26,350円	35,310円	44,490円	62,440円	84,680円
8月10日以降	16,180円	19,000円	23,960円	32,110円	40,440円	56,770円	76,980円
9月10日以降	14,560円	17,110円	21,570円	28,890円	36,410円	51,090円	69,290円
10月10日以降	12,930円	15,190円	19,150円	25,670円	32,340円	45,400円	61,580円
11月10日以降	11,320円	13,300円	16,760円	22,470円	28,310円	39,730円	53,880円
12月10日以降	9,710円	11,410円	14,380円	19,270円	24,270円	34,070円	46,190円
1月10日以降	8,090円	9,500円	11,990円	16,050円	20,230円	28,390円	38,500円
2月10日以降	6,470円	7,600円	9,590円	12,840円	16,180円	22,710円	30,790円
3月10日以降	4,860円	5,700円	7,200円	9,640円	12,140円	17,040円	23,100円
4月10日以降	3,240円	3,800円	4,790円	6,430円	8,090円	11,360円	15,400円
5月10日以降	1,620円	1,900円	2,400円	3,210円	4,050円	5,680円	7,700円

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項を記載しています。
ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。
【加入者ご本人以外の被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。
また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

この保険のあらまし 契約概要のご説明

- 商品の仕組み：この商品は傷害総合保険普通保険約款に各種特約を、団体総合保険普通保険約款に医療保険基本特約、疾病保険特約等をセットしたものです。
- 保険契約者：常銀旧友会
- 保険期間：2024年 6月10日午後4時から1年間となります。
- 申込締切日：2024年 5月24日
- 引受条件（保険金額等）、保険料、保険料払込方法等：引受条件（保険金額等）、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
 - 加入対象者：常陽銀行のご退職者（常銀旧友会会員）
 - 被保険者：加入対象者およびそのご家族（加入対象者の配偶者、お子さま、ご両親、ご兄弟姉妹および加入対象者と同居しているご親族）を被保険者としてご加入いただけます。被保険者本人のみが保険の対象となります。（医療保険の場合、満79歳（継続加入の場合は満89歳）までの方が対象となります。）
 - お支払方法：2024年 8月9日に口座振替させていただきます。（一時払）
 - お手続き方法：下表のとおり必要書類にご記入のうえ、ご加入窓口の常陽トータルサービスまでご送付ください。

	ご加入対象者	お手続き方法
	新規加入者の皆さま	添付の「加入依頼書」および「告知書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただけます。
既 約 者 の 皆 さ ま	前年と同等条件のプラン（送付した加入依頼書に打ち出しのプラン）で継続加入を行う場合	書類のご提出は不要です。
	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合※1	前年と条件を変更する旨を記載した「加入依頼書」および「告知書」※2をご提出いただけます。 ※2 告知書は、保険金額の増額等、補償を拡大して継続される場合のみご提出が必要です。
	継続加入を行わない場合	継続加入を行わない旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただけます。

※1「前年と条件を変更して加入を行う場合」には、あらかじめ加入依頼書に打ち出された継続前の職業・職種に変更が必要な場合があります。加入依頼書の修正方法等は常陽トータルサービスまでお問い合わせください。
（注）ご契約の保険料を算出する際や保険金をお支払いする際の重要な項目である職種級別は、職種級別表をご確認ください。

- 中途加入：保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月月末までの受付分は受付日の翌月10日から2025年6月10日午後4時までとなります。
保険料につきましては、中途加入の保険期間開始日の翌月に口座から控除します。
- 中途脱退：この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入窓口の常陽トータルサービスまでご連絡ください。
- 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。
また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- 満期返れい金・契約者配当金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

【傷害総合保険】（スタンダードタイプ・デラックスタイプ共通）

【A1型】

被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます。）によりケガ（※）をされた場合に、保険金をお支払いします。
（※）身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。（注）保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

「急激かつ偶然な外来の事故」について

- 「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。
- 「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。
- 「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。
（注）靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

【A2型】

被保険者が、日本国内または国外において、所定の交通乗用具との衝突、接触等の交通事故または交通乗用具に搭乗中の事故によりケガ（※）をされた場合に、保険金をお支払いします。

（※）身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。

（注）次のような事故によりケガをされた場合に、保険金をお支払いします。

- ①交通乗用具との衝突、接触等の交通事故
- ②交通乗用具に搭乗中（※）の事故
- ③駅の改札口に入ってから改札口を出るまでの間における事故
- ④交通乗用具の火災 など

（※）正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内（通行できないように仕切られている場所を除きます。）に搭乗している間。ただし、異常かつ危険な方法での搭乗を除きます。

■保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合	
傷 害 （ 国 内 外 補 償 ）	死亡 保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 $\text{死亡保険金の額} = \text{死亡・後遺障害保険金額の全額}$	＜A1型・A2型共通＞ ①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為（※1）を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波 ⑨頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的見解（※2）のないもの
	後遺障害 保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 $\text{後遺障害保険金の額} = \text{死亡・後遺障害保険金額} \times \text{後遺障害の程度に応じた割合 (4\% \sim 100\%)}$	＜A1型のみ＞ ⑩ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦（職務として操縦する場合は除きます。）、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故
	入院 保険金	事故によりケガをされ、入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 $\text{入院保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times \text{入院日数 (事故の発生の日から180日以内)}$ （注）「入院保険金、手術保険金および通院保険金支払変更に関する特約」をセットしています。	

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】（続き）

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害（国内外補償）	<p>手術 保険金</p> <p>事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。 なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、＜入院中に受けた手術の場合＞の手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術（※1） ②先進医療に該当する手術（※2）</p> <p>＜入院中に受けた手術の場合＞ 手術保険金の額＝入院保険金日額×10（倍） ＜外来で受けた手術の場合＞ 手術保険金の額＝入院保険金日額×5（倍）</p> <p>（注）入院保険金、手術保険金および通院保険金支払変更に関する特約をセットしています。 （※1）以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 （※2）先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。</p>	<p>①自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故 など</p> <p>＜A2型のみ＞</p> <p>②交通乗用具による競技、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故</p> <p>③船舶に搭乗することを職務（養成所の生徒を含みます。）とする被保険者が、職務または実習のために船舶に搭乗している間の事故</p> <p>④航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を被保険者が操縦または職務として搭乗している間の事故</p> <p>⑤グライダー、飛行船、ジャイロプレーン等の航空機に搭乗している間の事故</p> <p>⑥被保険者が職務として、交通乗用具への荷物、貨物等の積み込み作業または交通乗用具の修理、点検、整備、清掃の作業に従事その作業に直接起因する事故 など</p> <p>（※1）「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。</p> <p>（※2）「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。</p>
	<p>通院 保険金</p> <p>事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。</p> <p>通院保険金の額＝通院保険金日額×通院日数（事故の発生の日から180日以内の90日限度）</p> <p>（注1）入院保険金、手術保険金および通院保険金支払変更に関する特約をセットしています。 （注2）通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位（脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等）を固定するために医師の指示によりギプス等（※）を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 （※）ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャワー、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含まれません。 （注3）通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。</p>	

【疾病保険特約】（デラックスタイプのみ）

被保険者が、日本国内または国外において保険期間中に疾病を被り、その直接の結果として、入院を開始した場合、手術を受けられた場合等に保険金をお支払いします。また、その疾病が三大疾病に該当し、通院した場合に保険金をお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
疾病（国内外補償）	<p>疾病入院 保険金</p> <p>保険期間中に疾病を被り、入院を開始した場合、1回の入院につき730日を限度として、入院した日数に対し、入院1日につき疾病入院保険金日額をお支払いします。ただし、初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日が限度となります。</p> <p>疾病入院保険金の額＝疾病入院保険金日額×入院した日数</p>	
	<p>疾病手術 保険金</p> <p>以下の（1）または（2）のいずれかの場合に保険金をお支払いします。 （1）保険期間中に疾病を被り、かつその疾病の治療のために病院または診療所において以下の①から③までのいずれかの手術（※1）を受けた場合、疾病手術保険金をお支払いします。なお、手術の種類によっては、回数などの制限があります。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ②先進医療に該当する手術（※2） ③放射線治療に該当する診療行為</p> <p>手術（重大手術（※3）以外） ＜入院中に受けた手術の場合＞疾病手術保険金の額＝疾病入院保険金日額×20（倍） ＜外来で受けた手術の場合＞疾病手術保険金の額＝疾病入院保険金日額×5（倍）</p> <p>重大手術（※3） 疾病手術保険金の額＝疾病入院保険金日額×40（倍） （注）重大手術を受けた場合は、入院中・外来を問わず、40倍とします。</p> <p>（※1）以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術、鼻焼灼術、美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表で手術料の算定対象とならない乳房再建術、視力矯正を目的としたレーザー・冷凍凝固による眼球手術（レーシック手術等）など （※2）先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。 （※3）重大手術とは以下の手術をいいます。 ①開頭手術（穿頭術を含みます。） ②悪性新生物に対する開胸手術および開腹手術（胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。） ③心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈の病変に対する開胸手術および開腹手術 ④四肢切断術（手指・足指を除きます。） ⑤脊髄（せきずい）腫瘍摘出術 ⑥日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾（すい）臓・腎（じん）臓（それぞれ、人工臓器を除きます。）の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）に規定する移植手術にかぎります。 （2）骨髄幹細胞採取手術（※1）（※2）を受けた場合は、保険期間中に確認検査（※3）を受けた時を疾病を被った時とみなして、（1）と同様の保険金額を疾病手術保険金としてお支払いします。 （※1）組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいい、末梢血幹細胞採取を除きます。また、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。 （※2）ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年経過した後に受けた場合にお支払いの対象となります。 （※3）「確認検査」とは、骨髄幹細胞の受容者との白血球の型等の適合等を確認するための検査のうち、最初に行ったものをいいます。ただし、骨髄バンクドナーの登録の検査を除きます。</p>	<p>①故意または重大な過失</p> <p>②戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの</p> <p>③自殺行為、犯罪行為または闘争行為</p> <p>④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故</p> <p>⑤麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用（治療を目的として医師が用いた場合を除きます。）</p> <p>⑥傷害</p> <p>⑦妊娠、出産。ただし、異常分娩等、「療養の給付」等（※）の支払いの対象となる場合を除きます。</p> <p>⑧頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見のないもの</p> <p>⑨アルコール依存、薬物依存等の精神障害 など</p> <p>（※）「療養の給付」等とは、公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。</p>

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】 続き)

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
疾病 (国内外補償)	<p>疾病手術保険金は、手術を受けられるごとにお支払いしますが、手術の種類によっては、お支払いする回数・保険金の額に以下(1)から(4)までの制限があります。</p> <p>(1)時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。</p> <p>(2)同一の手術(同一の先進医療に該当する手術を含みます。)を2回以上受けた場合で、それらの手術が一連の手術^(※1)に該当するときは、同一手術期間^(※2)に受けた一連の手術^(※1)については、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。</p> <p>(※1)一連の手術とは、医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術をいいます。</p> <p>(※2)同一手術期間とは、一連の手術のうち最初に手術を受けた日からその日を含めて60日間をいいます。また、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合は、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて60日間を新たな同一手術期間とします。</p> <p>(3)医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術を受けた場合は、その手術を受けた1日目についてのみお支払いします。</p> <p>(4)放射線治療を2回以上受けた場合は、施術の開始日から60日の間に1回のお支払いを限度とします。</p>	<前ページより続きます。>
	<p>保険期間中に次のいずれかに該当し、通院した場合、45日を限度として、通院1日につき、三大疾病通院保険金日額をお支払いします。ただし、最初の通院の開始日からその日を含めて180日を経過した日の翌日以降の通院に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>①がんと診断確定されたとき。 ②急性心筋こうそくを発病したとき。 ③脳卒中(くも膜下出血、脳内出血、脳こうそく)を発病したとき。</p>	<p>①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。) ③核燃料物質(使用済燃料を含みます。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性 ④上記以外の放射線照射または放射能汚染 など</p>

(注) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。ただし、入院の原因となった疾病を被った時から起算して1年を経過した後に入院を開始した場合を除きます。

①被保険者が疾病を被った時のお支払条件により算出された保険金の額 ②被保険者が入院を開始した時のお支払条件により算出された保険金の額

その他ご注意いただきたいこと

●特定疾病等対象外特約について

・「特定疾病等対象外特約」がセットされたご契約を継続される場合、継続後契約においても、原則として「特定疾病等対象外特約」がセットされます。

(注)「特定疾病等対象外特約」がセットされたご契約は、該当する疾病群により、以下の特別な条件がセットされています。

補償対象外とする疾病・症状が発病した場合には、保険金をお支払いできません。

セットされる条件	補償対象外とする疾病・症状	補償対象外期間
特定疾病等対象外の条件	<p>該当する疾病群に属するすべての疾病 (注)例えばA群を補償対象外としてご加入いただいている場合、下表記載の疾病に関わらず、胃・腸の疾病はすべて補償対象外となります。</p>	全保険期間(継続契約においても原則として同様です。)

<補償対象外とする疾病・症状の例>

疾病群	補償対象外とする疾病・症状
A群 胃・腸の疾病	炎症性腸疾患(かいよう性大腸炎・クローン病)、胃・腸・十二指腸のかいよう、腹膜炎、胃・腸のポリープ、腸閉塞、大腸炎 など
B群 肝臓・胆のう・すい臓の疾病	肝硬変、慢性肝炎、肝肥大、すい炎、急性肝炎、肝のうよう、胆石、胆のう炎 など
C群 腎臓・泌尿器の疾病	慢性腎炎、ネフローゼ、腎不全、副腎しゅよう、腎盂炎、急性腎炎、腎臓・膀胱・尿路の結石 など
D群 気管支・肺の疾病	結核、肺線維症、慢性閉塞性肺疾患、(COPD(慢性気管支炎・肺気腫など))、肋膜炎、膿胸、ぜんそく、気管支拡張症、肺炎、肺壊疽、自然気胸 など
E群 脳血管・循環器関係の疾病	脳卒中(脳出血・脳こうそく(脳軟化)・くも膜下出血)、心臓弁膜症、心筋こうそく、心筋症、狭心症、不整脈(心房細動など、人工ペースメーカーを使用した場合を含みます。)、心雑音、動脈硬化症、動脈瘤、高血圧症、静脈瘤 など
F群 腰・脊椎の疾病	骨のしゅよう性疾患、腰痛症、変形性脊椎症、ギックリ腰、椎間板ヘルニア、骨粗しょう症、後縦靭帯骨化症 など
H群 眼の疾病	白内障、緑内障、網膜炎、網膜症 など
I群 ご婦人の疾病	子宮筋腫、子宮内膜症、卵巣のう腫、乳腺症(乳腺線維腺腫を含みます。)、不正出血 など

・ご継続手続き時に再告知いただくことで、継続後契約の保険始期から「特定疾病等対象外特約」を削除できることがあります。ただし、再告知時点における告知内容によりお引受条件を決定するため、「特定疾病等対象外特約」を削除できないこともあります。なお、保険期間の中途での削除はできません。

・詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

用語のご説明

用語	用語の定義
【交通乗用具】	電車、自動車（スノーモービルを含みます。）、原動機付自転車、自転車、身体障がい者用車いす、航空機、船舶等をいいます。ただし、三輪以上の幼児用車両、スケートボード、キックボード（原動機を用いるものを含みます。）、ペダルのない二輪遊具等は除きます。
【先進医療】	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 (https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html)
【治療】	医師が必要であると認め医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は被保険者以外の医師による治療をいいます。
【通院】	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
【入院（傷害）】	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
【がん】	「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」に定められた分類項目中、所定の悪性新生物をいいます。詳細につきましては、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。
【がんと診断確定された時】	医師または歯科医師※が、病理組織学的所見（剖検や生検）、細胞学的所見、理学的所見（X線や内視鏡等）、臨床学的所見および手術所見の全部またはいずれかによってがんと診断確定した時をいいます。 ※被保険者が医師または歯科医師である場合は、被保険者以外の医師または歯科医師をいいます。
【疾病（病気）】	傷害以外の身体の障害をいいます。
【傷害（ケガ）】	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。 ・「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ・「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 ・「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 (注) 靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。
【入院（疾病）】	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。ただし、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査等による入院は除きます。
【1回の入院（疾病）】	入院が終了した日からその日を含めて180日を経過した日までの期間中に、同一の身体の障害（疾病については、前の入院の原因となった疾病と医学上密接な関係があると認められる疾病を含みます。）により再入院された場合は、前後の入院を合わせて1回の入院とみなします。保険金をお支払いするべき入院中に、保険金をお支払いするべき他の身体の障害を被った場合は、当初の入院と他の身体の障害による入院を合わせて1回の入院とみなします。
【放射線治療】	次の①または②のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為（※）。ただし、血液照射を除きます。 ② 先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為 (※) 歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。

ご加入に際して、特にご注意くださいこと 注意喚起情報のご説明

1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項（告知義務等）

- ご加入の際は、加入依頼書・告知書等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- 加入依頼書・告知書等にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ご契約者または被保険者には、告知事項^①について、事実を正確にご回答いただく義務（告知義務）があります。
(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書等の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
- ＜告知事項＞この保険における告知事項は、次のとおりです。
 - ★被保険者の職業または職務
 - ★被保険者の過去の傷病歴、現在の健康状態（デラックスタイプの場合のみ）
告知される方(被告知者)がご認識している病気・症状等が告知書にある病気・症状名と一致しなくても、医学的にその病気・症状名と同一と判断される場合には告知が必要です。傷病歴があり、告知書にある病気・症状名に該当するか不明な場合は、主治医(担当医)に確認のうえ、ご回答ください。
 - ★他の保険契約等^(※)の加入状況
(※)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。(デラックスタイプの場合、医療保険、がん保険、各種商品の入院特約等を含みます。)
- * 口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
- * 告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- * 損保ジャパンまたは取扱代理店は告知受領権を有しています。
- 死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。
- ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)からその日を含めて1年以内に過去の傷病歴、現在の健康状態について損保ジャパンに告知していただいた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。また、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)からその日を含めて1年を経過していても、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)からその日を含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約が解除になることがあります。(デラックスタイプの場合のみ)
- (※) 保険金額の増額（特定疾病等対象特約の削除を含みます。）等補償を拡大した場合はその補償を拡大した時をいいます。
- 「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。(デラックスタイプの場合のみ)
- 次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。(デラックスタイプの場合のみ)
 - ・ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合
 - ・ご契約者、被保険者または保険金を受取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約した場合
- 告知書で告知していただいた内容により、ご加入をお断りする場合があります。

など

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）（続き）

- ご加入後や保険金のご請求の際に、告知内容について確認することがあります。（デラックスタイプの場合のみ）
- 継続加入の場合において、保険金額の増額（特定疾病等対象外特約の削除を含みます。）等補償を拡大するときも、過去の傷病歴、現在の健康状態等について告知していただく必要があります。なお、事実を告知されなかったとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について、解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。（デラックスタイプの場合のみ）

【デラックスタイプの場合】

- ご加入初年度の保険期間の開始時（※1）より前に発病（※2）した疾病に対しては、保険金をお支払いできません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時（※1）より前に発病（※2）した疾病であっても、ご加入初年度の保険期間の開始時（※1）からその日を含めて1年を経過した後に保険金の支払事由（入院を開始された場合や手術を受けられた場合等）が生じた場合は、その保険金の支払事由に対しては保険金をお支払いします。（注1）特別な条件付き（「特定疾病等対象外特約」セット）でご加入いただいている場合は、上記に関わらず、補償対象外とする疾病群については、全保険期間補償対象外となります。（注2）三大疾病通院保険金支払特約のがんによる支払事由については、ご加入初年度の保険期間の開始時（※1）からその日を含めて1年を経過した後に保険金の支払事由が生じた場合も保険金をお支払いできません。（※1）継続時に新たに補償を拡大する特約は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。（※2）医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病の発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。

【三大疾病通院保険金支払特約】

- ご加入初年度の保険期間の開始日の前日までにがんと診断確定されていた場合は、被保険者がその事実を知っているまたは知らないにかかわらず、三大疾病通院保険金支払特約は無効（これらの特約のすべての効力が、ご加入時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。）となります。この場合において、告知前にご契約者または被保険者がその事実を知っていたときは、すでにお支払いいただいた保険料を返還しません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて5年が経過し、その期間内に被保険者ががんと診断確定されなかった場合は、この「無効」の規定を適用しません。
- がんと診断確定された時が、ご加入初年度の保険期間の開始日より前である場合は、保険金をお支払いできません。
- 一部の疾病群について保険金お支払いの対象外とする条件（特定疾病等対象外特約をセット）でのご加入の場合、その疾病群およびその疾病群を原因とするがんについては保険金をお支払いできません。

3. ご加入後における留意事項（通知義務等）

- 加入依頼書等記載の職業または職務を変更された場合（新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。）は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務（通知義務）があります。
- 変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。
- この保険では、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

- 加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
- ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
- 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。
 - <被保険者による解除請求（被保険者離脱制度）について>
 - 被保険者は、この保険契約（その被保険者に係る部分にかぎります。）を解除することを求めることができます。お手続方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
 - <重大事由による解除等>
 - 保険金を支払わせる目的で損害等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
 - <他の身体障害または疾病の影響>
 - 保険金のお支払いの対象となっていないケガや後遺障害、病気の影響で、保険金をお支払いするケガまたは病気等の程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

4. 責任開始期

保険責任は保険期間初日の午後4時に始まります。

* 中途加入の場合は、毎月月末までの受付分は受付日の翌月10日に保険責任が始まります。

5. 事故がおきた場合の取扱い

- 保険金支払事由に該当した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日（疾病の場合は、入院を開始した日あるいは手術を受けた日）からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書（疾病状況報告書）、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など
③	傷害や疾病の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書（写）、死体検案書（写）、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券（写）、運転免許証（写）、レントゲン（写）、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書（写）、保証書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書（※）、判決書（写）、調停調書（写）、和解調書（写）、相手の方からの領収書、承諾書 など
⑦	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

（※）保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

（注1）保険金支払事由の内容・程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

（注2）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

- 上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ケガや病気をされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。
- 初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金をお支払いした場合、満期時にご継続をお断りすることがあります。（デラックスタイプの場合）

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。なお、脱退（解約）に際しては、加入時の条件により、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間（保険期間のうちまだ過ぎていない期間）の保険料を返れいする場合があります。

（注）ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。

また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合において、一時払でご契約のときは、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返しません。また、分割払でご契約のときは、死亡保険金をお支払いする前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただきます。

詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

8. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。傷害総合保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、以下のとおり補償されます。

（1）保険期間が1年以内の場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。

（2）保険期間が1年を超える場合は、保険金・解約返れい金等の9割（注）までが補償されます。

（注）保険期間が5年を超え、主務大臣が定める率より高い予定利率が適用されているご契約については、追加で引き下げとなることがあります。疾病保険特約部分は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の9割までが補償されます。

9. 個人情報の取扱いについて

○保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しく記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- 補償の内容(保険金の種類)、セットされる特約 保険金額 保険期間
 保険料、保険料払込方法 満期返れい金・契約者配当金がないこと

2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。)

- 被保険者の「生年月日」(または「満年齢」)、「性別」は正しいですか。
 パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
 職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。

もう一度
ご確認ください。



職種級別	職業・職種
A級	下記以外
B級	木・竹・草・つる製品製造業者、漁業業者、建設業者(高所作業の有無を問いません。)、採鉱・採石業者、自動車運転者(バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者)、農林業業者

※1 オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、モーターボート競争選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。
※2 プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)の方等についてはお引き受けできません。

3. お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

問い合わせ先 (保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

- 取扱代理店 常陽トータルサービス株式会社
〒310-0021 水戸市南町3-4-12 常陽海上ビル6階 TEL 029-303-5074
(受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで)
- 引受保険会社 損害保険ジャパン株式会社 茨城支店 法人支社
〒310-0021 水戸市南町2-6-13 損保ジャパン水戸ビル4階 TEL 029-231-8043
(受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで)
- 保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)
損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。
一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター
【ナビダイヤル】0570-022808<通話料有料>
受付時間: 平日の午前9時15分から午後5時まで(土・日・祝日・年末年始は休業)
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)
- 事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。
【事故サポートセンター】0120-727-110 (受付時間: 24時間365日)

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいていたご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを記載していない商品もあります。)
ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 加入者証は大切に保管してください。また、2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。



スタンダード（傷害プラン）用 **変更・脱退の場合のみ書類をご返送下さい**

既加入者用

フルネームでご署名下さい

加入者合計 (シート計) 保険料 百分割払は1百分 19,790

1 口数を変更される場合は、前年同条件コースを抹消の上フリーコースに型・口数をご記入下さい

2 変更後の合計保険料をご記入下さい

3 他の保険契約がある場合は9に○印を記入の上、裏面に内容を記載下さい

4 脱退の場合は、前年同条件を抹消して下さい

5 脱退の場合は3に○印を記入の上、ご捺印下さい

<変更>

<脱退>

スタンダード（傷害プラン）用

新規加入者用

1 加入欄に「郵便番号」「自宅及び携帯番号」「住所」「お名前」「フリガナ」「生年月日」「年令」をご記入の上、ご署名をお願いします

2 補償対象者（被保険者）とする方々の「お名前」「ご加入者様との関係」「生年月日」「年令」「ご職業」をご記入下さい

3 ご加入を希望されるタイプの「型」「口数」及び右上の加入者合計保険料欄へ「保険料」をご記入下さい

4 他の保険契約がある場合は9に○印を記入の上、裏面に内容を記載下さい

310-0021 029-231-0001 090-1234-5678

ミトミナマチ1-1 水戸市南町1-1

漢字 常陽 太郎

フリガナ ジョウヨウ 知ウ 常陽 太郎

加入者合計 (シート計) 保険料 百分割払は1百分 XX,XXX

3

2

3

1

4

デラックス (疾病付傷害プラン) 用

変更・脱退の場合のみ書類をご返送下さい

既加入者用

フルネームでご署名下さい

加入者合計 (シート計) 保険料 ※分割払は1割分 XX,XXX 745,580

被保険者	加入者	加入者合計 (シート計) 保険料 ※分割払は1割分
被保険者 1	デラックスタイプ1 内訳: 日常生活パート デラックスタイプ2 内訳: 交通傷害パート	560 型 A1 1 20,160 560 型 A2 1 2,630
被保険者 2	デラックスタイプ1 内訳: 日常生活パート デラックスタイプ2 内訳: 交通傷害パート	562 型 A1 1 20,160 562 型 A2 1 2,630
被保険者 3	デラックスタイプ1 内訳: 日常生活パート	564 型 A1 1 20,160
被保険者 4	デラックスタイプ1 内訳: 日常生活パート	566 型 A1 1 20,160

★他の保険契約等 あり(裏面に記入)

1 口数を変更される場合は、前年同条件コースを抹消の上フリーコースに型・口数をご記入下さい

2 変更後の合計保険料をご記入下さい

3 他の保険契約がある場合は9に○印を記入の上、裏面に内容を記載下さい

4 脱退の場合は、前年同条件を抹消して下さい

5 脱退の場合は3に○印を記入の上、ご捺印下さい

デラックス (疾病付傷害プラン) 用

新規加入者用

310-0021 029-231-0001 090-1234-5678

ミトシタマチ1-1 水戸市南町1-1

漢字 常陽 太郎

フリガナ ジョウヨウ タロウ

常陽 太郎

加入者合計 (シート計) 保険料 ※分割払は1割分 XX,XXX

被保険者	加入者	加入者合計 (シート計) 保険料 ※分割払は1割分
被保険者 1	デラックスタイプ1 内訳: 日常生活パート デラックスタイプ2 内訳: 交通傷害パート	560 型 A1 2 20,160 560 型 A2 2 2,630
被保険者 2	デラックスタイプ1 内訳: 日常生活パート デラックスタイプ2 内訳: 交通傷害パート	562 型 A1 1 20,160 562 型 A2 1 2,630

1 加入欄に「郵便番号」「自宅及び携帯番号」「住所」「お名前」「フリガナ」「生年月日」「年令」をご記入の上、ご署名をお願いします

2 補償対象者(被保険者)とする方々の「お名前」「ご加入者様との関係」「生年月日」「年令」「ご職業」をご記入下さい

3 ご加入を希望されるタイプの「型」「口数」及び右上の加入者合計保険料欄へ「保険料」をご記入下さい

4 他の保険契約がある場合は9に○印を記入の上、裏面に内容を記載下さい

別紙、告知書にて疾病のご申告が必要な場合には、こちらの欄にもその疾病の属する群コードをご記入下さい

★被保険者の学校の種類
(疾病による学業費用補償特約セットの場合)

被保険者の学校の種類が複数になる場合は、
該当するものすべてに○をしてください。

- ① 小学校入学前
- ② 小学校
- ③ 中学校、高校
- ④ 大学
- ⑤ その他

★他の保険契約等記入欄

表面下段で「★他の保険契約等」あり(○)と記入した場合にご記入ください。

(被保険者が複数の場合は、表面の被保険者欄に対応する番号の欄にご記入ください。)

被保険者 1		被保険者 2		被保険者 3		被保険者 4	
被保険者名		被保険者名		被保険者名		被保険者名	
会社名	保険金額 () 万円	会社名	保険金額 () 万円	会社名	保険金額 () 万円	会社名	保険金額 () 万円
保険種類	入院保険金日額 () 円	保険種類	入院保険金日額 () 円	保険種類	入院保険金日額 () 円	保険種類	入院保険金日額 () 円
満期日	令和 年 月 日	満期日	令和 年 月 日	満期日	令和 年 月 日	満期日	令和 年 月 日

他契約ありの場合は、被保険者1～4
の欄に該当する被保険者名・他保険
の情報を記載下さい。

「他の保険契約等」とは、この保険契約の全部または一部について支払責任が同一である他の保険契約(※)または共済契約をいいます。
 (※) 傷害保険の場合、傷害総合保険、普通傷害保険、積立傷害保険、積立所得補償保険、積立所得補償保険、積立長期障害所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
 (※) 所得補償保険、団体長期障害所得補償保険、積立所得補償保険、積立所得補償保険、積立所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
 (※) 団体医療保険の場合、医療保険、がん保険、傷害保険、各種商品の入院特約等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
 (※) 個人賠償責任保険、ゴルフツアー保険、ハンター保険、個人賠償責任保険、ゴルフツアー保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

傷害保険・賠償責任保険 (ゴルフツアー/ハンター) 被保険者記入欄

1. 死亡保険金受取人について、特定の方を定める場合 (新規、継続)
「死亡保険金受取人氏名」欄へ記入し、「被保険者の同意」欄へ署名・捺印してください。
2. 死亡・後遺障害保険金額1,000万円超でご加入される場合 (新規、継続)
「被保険者の同意」欄へ署名・捺印が必要になる場合があります。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパン営業店までお問い合わせください。
3. 被保険者が15歳未満の場合、親権者等法定代理人ご自身の署名・捺印が必要です。

(注) 上記1、および2、の両方に該当する場合でも、「被保険者の同意」欄へ複数記入する必要はありません。

(被保険者が複数の場合は、表面の被保険者欄に対応する番号の欄にご記入ください。)

被保険者	被保険者 1	被保険者 2	被保険者 3	被保険者 4
死亡保険金受取人氏名	被保険者ご自身が死亡保険金受取人氏名をご記入ください。 ※ご記入のない場合は法定相続人が死亡保険金受取人となります。	被保険者ご自身が死亡保険金受取人氏名をご記入ください。 ※ご記入のない場合は法定相続人が死亡保険金受取人となります。	被保険者ご自身が死亡保険金受取人氏名をご記入ください。 ※ご記入のない場合は法定相続人が死亡保険金受取人となります。	被保険者ご自身が死亡保険金受取人氏名をご記入ください。 ※ご記入のない場合は法定相続人が死亡保険金受取人となります。
被保険者の同意	本契約の傷害保険者となることおよび個人情報の取扱いに同意します。死亡保険金受取人となることにも同意します。法定相続特約をセレクトしている場合は、法定相続人、入院、手術、通院の保険金についても死亡保険金受取人が受け取ることに同意します。	被保険者ご自身が死亡保険金受取人氏名をご記入ください。 ※ご記入のない場合は法定相続人が死亡保険金受取人となります。	被保険者ご自身が死亡保険金受取人氏名をご記入ください。 ※ご記入のない場合は法定相続人が死亡保険金受取人となります。	被保険者ご自身が死亡保険金受取人氏名をご記入ください。 ※ご記入のない場合は法定相続人が死亡保険金受取人となります。

SOMPO 健康生活サポートサービスのご案内

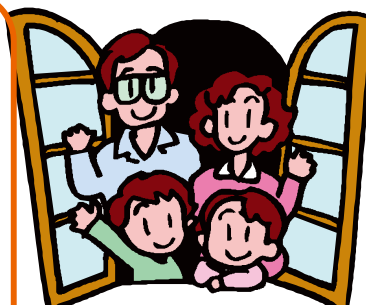
損保ジャパンの「団体傷害保険」にご加入の皆さまに

無料電話相談サービス

● SOMPO 健康・生活サポートサービスは、損保ジャパンの団体傷害保険にご加入
いただいている皆さまがご利用いただける各種無料電話相談サービスです。

サービスメニュー

- 健康・医療相談サービス
- 医療機関情報提供サービス
- 専門医相談サービス（予約制）
- 人間ドック等検診・検査紹介・予約サービス
- 介護関連相談サービス
- 法律・税務・年金相談サービス（予約制・30分間）
- メンタルヘルス相談サービス
- メンタルITサポート（Webストレスチェック）サービス



※サービス内容の詳細は次ページをご覧ください。

お電話によるご相談を承ります。

- ※1 本サービスは損保ジャパンのグループ会社およびその提携業者がご提供します。
- ※2 ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。
- ※3 ご利用は日本国内からにかぎります。
- ※4 本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ※5 ご相談内容やお取次ぎ事項によっては、有料になるものがあります。

サービス内容

SOMPO 健康・生活サポートサービスは、SOMPOホールディングスグループで共同経営するサービスです。

受付時間 | 24時間・365日

●健康・医療相談サービス

病気に関するご相談や、医療についてのお悩みなど、様々な相談に経験豊富な看護師等専門医療スタッフが電話でお応えします。

●医療機関情報提供サービス

ご自宅や会社の近くの医療機関のご案内や夜間・休日に診てもらえる医療機関情報などをご提供します。

●専門医相談サービス（予約制）

より専門的な相談を希望される場合は、医師と電話でご相談いただけます。

●人間ドック等検診・検査紹介・予約サービス

人間ドック紹介・予約

全国の提携医療施設の中からご希望にあった施設のご紹介・予約代行・受診券の郵送まで行います。

PET検診 紹介・予約

がんの早期発見につながるといわれ注目されているPET検診に関するご質問にお応えします。また、全国の提携医療施設のご紹介・予約代行・受診券の郵送まで行います。

郵送検査紹介

ご自宅にしながら検査ができるサービスをご紹介します。

●介護関連相談サービス

介護方法・福祉サービスの情報提供など介護相談全般にお応えします。

●法律・税務・年金相談サービス（予約制・30分間）

法律・税務・年金のご相談に専門家が電話でお応えします。

●メンタルヘルス相談サービス

【利用時間】

平日9:00～22:00、土曜10:00～20:00

※日・祝日・年末年始（12/29-1/4）は
お休みとさせていただきます。

臨床心理士等が個別のメンタルヘルスに関わる
カウンセリングを行います。

●メンタルITサポート（Webストレス チェック）サービス

【受付時間】24時間・365日

ホームページにアクセスすることによりストレス
チェックが実施できます。

保険ご加入者向けサービス
ストレスチェックはこちら
ログイン

引受保険会社



損害保険ジャパン株式会社

茨城支店 法人支社

〒310-0021 水戸市南町2-6-13

損保ジャパン水戸ビル4階

TEL：029-231-8043

お問い合わせ先

取扱代理店

常陽トータルサービス株式会社

〒310-0021 水戸市南町3-4-12

常陽海上ビル6階

TEL：029-303-5074